



2026年4月20日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

元代表取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、元代表取締役である福村康廣氏に対し、損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、今般、当該訴訟について判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決が言い渡された裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決言渡日 2026年4月16日

2. 判決の概要

本件訴訟において、当社及び当社連結子会社の老松酒造株式会社（以下、「老松酒造」といいます。）が元代表取締役福村康廣氏に対して提起した下記の請求について、裁判所は当社の主位的請求及び予備的請求を全面的に認容する旨の判決を言い渡しました。

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 福村氏が取締役会の承認を経ずに当社を代表して中学受験の教材等に関する業務委託契約を締結し、当社に1億3090万円を支出させるなどした行為について、1億4399万円（1億3090万円及び弁護士費用1309万円）の賠償金及び令和6年（2024年）8月15日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを命じました。
- (2) 福村氏が取締役会の承認を経ずに当社を代表して大学受験の教材等に関する業務委託契約を締結し、当社に1億6658万7500円を支出させるなどした行為について、1億8324万6250円（1億6658万7500円及び弁護士費用1665万8750円）の賠償金及び令和6年（2024年）10月31日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを命じました。
- (3) 福村氏が取締役会の決議を経ることなく、当社に大学受験や中学受験の教材等に関する広告費用として2億9825万9257円を支出させるなどした行為について、3億2808万5182円（2億9825万9257円及び弁護士費用2982万5925円）の賠償金及び令和6年（2024年）5月31日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを命じました。
- (4) 老松酒造の元代表取締役福村氏が老松酒造の取締役会の承認を経ずに広告費用として老松酒造に6億7043万0991円を支出させるなどした行為について、7億3747万4090円（6億7043万0991円及び弁護士費用6704万3099円）の賠償金及び令和6年（2024年）4月30日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを命じました。

(5) その他

訴訟費用は全額被告（福村康廣氏）の負担とされました。また、この判決は仮に執行することができる旨も認められています。

3. 今後の見通し

当社としましては、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。

本判決にもとづいて福村氏からの支払いを受けた場合、特別利益が発生する見込みですが、今後福村氏より控訴がなされた場合、その後の回収状況の如何によっては、特別利益の発生に至らない可能性がありますので、被告による控訴等、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。なお、本判決は、被告に対する判決書の送達日から2週間以内に控訴がなされなかった場合には確定いたします。

以上